別紙２

**誓約書**

　武豊町ふるさと寄附金返礼品提供事業者として申請をするにあたり、次の事項について誓約いたします。

【１．申請及び審査について】

　１　　武豊町ふるさと寄附金返礼品提供事業者参加申込書の提出書類の記載事項及び町への申告内容は、真実に相違ありません。

　２　　審査における、在住状況確認及び納税状況確認について了承いたします。

　３　　審査の結果、武豊町ふるさと寄附金返礼品提供事業者に適合しないと判断さ

れた場合であっても、何ら異議を申し立てません。

【２．武豊町ふるさと寄附金制度の事業実施について】

　１　　事業の実施において、武豊町ふるさと寄附金返礼品提供事業者募集要領及び町

長の指示に従います。

　２　　返礼品の登録を受けた商品の生産、製造及び適正な品質管理体制を整備するとともに、消費者に対して安全と信頼の確保に努めます。商品の品質及び販売等において、事故等の問題が生じたときは、当方が一切の責任を負います。

　３　　食品表示法（平成２５年法律第７０号）に規定する「食品」「酒類」に該当する返礼品を取り扱う場合で、産地の不適切な表示を行った場合、返礼品の提供中止（取引中止）となっても、何ら異議申し立てません。また、この際に生じた損害賠償に関しては、当方が一切の責任を負います。

４　　告示第５条に定める地場産品基準等において、遵守が必要となる事項（産地、製造地、原材料費率等、返礼品によって異なる）の確認ができる書類の整備・保存を行います。

　５　　寄附者について知り得た個人情報は、返礼品の送付以外の目的に使用いたし

ません。（ただし、返礼品へのパンフレット等の同封により、改めて寄附者から提

供事業者への商品の申込みがあった場合に入手された個人情報は対象外です）

６　　町長が必要と認めたときは、ふるさと寄附金返礼品に係る調査（実地調査を含む。）に応じます。

　　　　　　年　　　月　　　日

　武豊町長　様

住　　所

事業者名

代表者名